

関西防災・減災プラン（総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編）
改訂（中間案）へのご意見・ご提案に対する関西広域連合の考え方

意見募集期間：令和3年12月14日（火）から令和4年1月5日（水）

意見等の提出件数：14件（3者）

1. 総則編、地震・津波災害対策編

No	ページ・章等	意見・提案	関西広域連合の考え方
1	P 2 I 3 策定方針	「一般の府県民にも親しめるよう専門用語は極力控え、可能な限り平易な言葉等による読みやすく、分かりやすいプランとする。」とあるが、今回の改訂では意識されているか。 実現が難しいのであれば削除されてはどうか。	本プランは災害対策基本法や防災基本計画等を踏まえ改訂していることから、専門用語を使用している場合もあります。 ご指摘を踏まえ、今後の改訂時には、平易な言葉の使用に努めます。
2	P 20 II 1（5） 市町村との連携	（5）市町村との連携 1行目から2行目 「避難所の開設・運営に続いて、被害認定、罹災証明書の発行、被災者台帳の作成、応急仮設住宅の建設等、被害者の」を「避難所運営、家屋被害認定、罹災証明書交付等の災害時発生行政業務のほか、被災者の」に修正をお願いします。	ご指摘を踏まえ、修正します。
3	P 22 II 1（8） 企業・ボランティア等との連携 P 27 II 3（1） 災害対応体制の整備	22ページの改訂箇所には、「平時から」とあります。 27ページの改訂箇所には、「平時より」とあります。 意味に違いはありますか。なければ、他の改訂箇所も含め、統一されてはどうか。	ご指摘を踏まえ、当該部分については「平時から」に記載を統一し、修正します。

No	ページ・章等	意見・提案	関西広域連合の考え方
4	P 27 Ⅱ 3 (1) 災害対応体制 の整備	<p>従来からの記載箇所、「構成府県は、市町村が…（中略）…要支援者一人ひとりのプラン（個別避難計画）を作成するよう働きかける。」とありますが、「また、構成府県は、個別避難計画の作成を促進するため、市町の取組を支援する。」の追記は必要ですか。内容が重複しているのではないのでしょうか。</p> <p>追記するとしても、「市町」ではなく、「市町村」ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘及び都道府県による計画作成の促進が期待されることを踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 イ 避難行動要支援者の避難支援 構成府県は、市町村が（中略）要支援者一人ひとりのプラン（個別避難計画）を作成するよう働きかける。 （中略） <u>また、構成府県は、個別避難計画の作成を促進するため、市町の取組を支援する。</u></p> <p>【修正後】 イ 避難行動要支援者の避難支援 構成府県は、市町村が（中略）要支援者一人ひとりのプラン（個別避難計画）を作成するよう働きかけるとともに、<u>市町村の取組を支援する。</u> （中略） <u>（削除）</u></p>
5	P 28 Ⅱ 3 (1) 災害対応体制 の整備	<p>指定避難所の整備について、市町村が「平常時から住民に…（中略）…収容人数について周知徹底を」行わなければならない根拠は何ですか。</p> <p>また、周知徹底を行うことが必要であれば、指定避難所の収容人数はどのように積算して住民に周知徹底すべきなのか、積算方法をお示しください。</p>	<p>法令の根拠はありませんが、防災基本計画（令和3年5月修正）の第2編第1章災害予防第6節7（3）「指定避難所等」にその旨記載があることから、今回の改訂時に反映しています。</p> <p>収容人数については、各市町村が避難所となる施設の状況等に応じて積算されるものと考えられます。</p> <p>積算方法については、地域防災計画や、避難所管理運営指針等に方針を記載されている府県・市町村もありますので、ご確認ください。</p>
6	P 72 Ⅲ 2 - 5 被災者の支援	<p>「避難者対策」を「避難者支援業務」に修正をお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり修正を行うと「被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者支援業務を支援する。」となり、支援という表現が重複することから、原案のとおりとします。</p>

No	ページ・章等	意見・提案	関西広域連合の考え方
7	—	<p>コロナ禍での災害を想定した避難所の開設訓練など、様々な自治体の取組を拝見できてよいです。</p> <p>しかし、防災には耐震補強などの物理的な対策も必要なのではないでしょうか。</p> <p>例えば南海トラフ地震への備えとして、施設整備なども欠かせないと思いますが、各県のこうした取組は反映しないのでしょうか。</p>	<p>関西広域連合では、施設の耐震補強等ハード面の予算措置が難しいことから、当プランは、大規模広域災害時における応援・受援の広域対応方針や手順といったソフト面中心の内容となっています。</p> <p>一方、ハード面の取組も重要であることから、地震・津波災害対策編では構成団体が取り組むべき「防災基盤施設の整備促進」(p36)などについて記載しています。</p> <p>なお、ご指摘も踏まえ、新たに、①構成府県等が整備した「広域防災拠点」、②広域的な防災拠点として国土交通省が認定した「防災道の駅」について追記します。</p>
8～11	—	字句修正等（4件）	ご指摘を踏まえ、修正します。

2. 風水害対策編

No	ページ・章等	意見・提案	関西広域連合の考え方
1	P 36 Ⅱ 2 (5) 避難体制の整備	<p>指定避難所の整備について、市町村が「平常時から住民に…(中略)…収容人数について周知徹底を」行わなければならない根拠は何ですか。</p> <p>また、周知徹底を行うことが必要であれば、指定避難所の収容人数はどのように積算して住民に周知徹底すべきなのか、積算方法をお示してください。</p>	<p>法令の根拠はありませんが、防災基本計画(令和3年5月修正)の第2編第1章災害予防第6節7(3)「指定避難所等」にその旨記載があることから、今回の改訂時に反映しています。</p> <p>収容人数については、各市町村が避難所となる施設の状況等に応じて積算されるものと考えられます。</p> <p>積算方法については、地域防災計画や、避難所管理運営指針等に方針を記載されている府県・市町村もありますので、ご確認ください。</p>
2	P 74 Ⅲ 5 (4) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備	<p>「避難勧告」を「避難情報」に修正されていますが、そもそも「要支援者に係る避難情報」とは、「高齢者等避難」ではないですか。</p> <p>「要支援者に係る避難情報」では、意味が不明確ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、避難行動等要支援者については、市町村長が発令する避難情報のうち、「高齢者等避難」で避難を開始することとなります。</p> <p>その上位の警戒レベルである「避難指示」「緊急安全確保」の発令の可能性もあることから、原案のとおりとします。</p>

3. 原子力災害対策編

No	ページ・章等	意見・提案	関西広域連合の考え方
1	P 51 Ⅲ 3 広域避難の調整	<p>「自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性」とありますが、福井県の自宅療養者が関西圏内の市町村の避難所に避難する可能性はあるのでしょうか。</p> <p>住民に理解は得られるでしょうか。</p> <p>自宅療養者の避難については、関西広域連合で十分な検討が必要ではないですか。</p>	<p>福井県は、新型コロナウイルス陽性者については、原則、医療機関や療養施設で入院・療養することとしています。（令和4年1月5日時点）</p> <p>このことから、プラン改訂案においても、原則、福井県内の市町において対応することを想定し、記載しています。</p>